

町章利用許可基準

1. 許可基準

- (1) 町章としての品位を乱さないこと。
- (2) 利用にあたり、営利を目的としないこと。
- (3) 町章の基準どおりに作成・利用すること。
- (4) 私利私的なものでないこと。
- (5) マークを作成する場合、町章と文字又は他のマークと組み合わせるものとし、町章のみとしない。
- (6) 政党関係の利用目的としないこと。
- (7) その他町章利用にあたって、ふさわしくないと判断されるものは許可しない。

2. 許可手続き

- (1) 町章利用を希望するものは、町章利用許可申出書を政策秘書課に提出する。
- (2) 政策秘書課は、町章利用許可申出書により内容を審査し、許可、不許可の決定を行い、申出者に通知する。

この許可基準は、昭和59年9月10日から適用する。

この許可基準は、平成16年4月1日から適用する

この許可基準は、令和6年4月1日から適用する